

東北大学大学院法学研究科・法学部
外部評価（第三者評価）委員会

評価結果

日時：平成22（2010）年2月18日（木）

13時30分～15時30分

場所：法学研究科大会議室

法学部・研究大学院全体

評価項目 1. 学部の教育内容

(大変良い 2 名、良い 4 名、特に問題はない 1 名、問題があるので検討の必要がある 1 名)

【評価すべき点】

- 学生の自主性を尊重しつつ、基礎講義科目、基幹講義科目、展開講義科目へと段階的に履修する内容のカリキュラム編成は適切であり、それを補完し、集大成する形での少人数による演習が学年を追って用意されていることは、極めてすぐれた教育体系であると評価したい。
- 2004 年度以降「完全自由選択制」の良き伝統と法学・政治学に関する基礎的学部教育の必要性の両方に配慮する観点から専門教育科目を「基礎的講義科目」(選択必修科目)「基幹講義科目」「展開講義科目」「学部演習」に分類するカリキュラム編成としている。
- 学生のニーズに応えるものとして、専門科目の完全自由選択制のもと、基礎・基幹・展開の三段階に区分された科目構成、また演習を重視した教育内容は、深い洞察力を育み、主体的な学習態度を身につけさせるという意味で非常に重要である。
- 法学部における「基礎」「基幹」「展開」の各講義及び「演習」のカテゴリーは、開講科目も多彩であり、適切に配布されていると判断される。演習科目も、各種ニーズに応えるものになっている。
- 学年別の履修状況によれば、自由選択制を活かしつつも、大学側が期待する段階的学習がよく実現されているものと思われ、これから法政ジェネラリストの養成という教育目的にかなう体制が整備されているものと判断される。

【検討の必要がある事項】

- 民事訴訟法や刑事訴訟法、会社法、知的財産法の履修者が少なく、現代社会における法学部卒業者としての素養にもつたりないものがある。

評価項目 2. 学部の教育方法 (大変良い 1 名、良い 6 名、特に問題はない 1 名)

【評価すべき点】

- 上述の 4 つのカテゴリー (基礎・基幹・展開、演習) から学生が適切に選択することにより、意欲、ニーズに十分対応するものと考えられる。
- 演習を中心に、本学が重視されている少人数教育に注力されていることが伺われ、高いレベルで目的が実現されているものと推察される。
- 少人数教育、双方向の対話重視の教育方法は、学部・大学院において学んだことを実社会において発揮するために必須な能力を養うものとして重要である。
- 「学部演習」においては少人数教育実践の場であり、ロープレ、ディベートなどの取り組みを通し、学生が主体的に課題を発見し、それらを多角的観点から分析する能力の向上がはかられている。
- 演習の履修の面で、学生の参加希望が最大限尊重されていることは東北大学らしい取り組みといえる。また、従来の講義形式による授業だけでなく、講義の中で質疑応答し、双方向な授業の工夫もされており、高い教育効果を期待できるものとなっている。
- 教員一人あたりの学生数が少ないことが好条件である。

評価項目 3. 研究大学院の教育内容

(良い 4 名、特に問題はない 2 名、問題があるので検討の必要がある 2 名)

【評価すべき点】

- 多様な内容があり、興味深いものが多い。
- 法学・政治学分野における専門的視座からの理論的研究の深化を主眼とし、研究能力を養うことを目的として、多様な科目が開講されている。
- アドミッションポリシーに沿って、さまざまなコースからの教育ニーズに対応を可能にしているものと評価される。
- 「クロス・ナショナル・ドクトラル・コース」設置は、国際化の観点からも大変良いことである。

【検討の必要がある事項】

- 実定法科目に関しては難しい状況にある。「いずれの科目も内容は極めて専門的であり」とあるが、例えば民法においては、学部の講義・演習と共通のものが多く（留学生が多いせい）、「極めて専門的」とは言えない。
- 入学者が偏っているのではないか（実定法科目をやりたい者は法科大学院へ流れる）。

【今後の課題等】

- 法学・政治学の幅広い領域において専門的理論的研究を主眼とした「知的先端拠点」と位置づけているが、他の2つの専門職大学院と比べるとその独自機能に曖昧さが残る。
- 知的先端拠点としての位置づけは崇高であるが、法科大学院との関係、留学生の受入れや育成という面で十分に機能しているかやや危惧を抱く。
- 前期課程の目的は何かを根本的に考え直し、研究者希望の者への指針（例えば、法科大学院を経て博士後期課程へ、というように）を明確に示すべき段階に来ているのではないか。

評価項目 4. 研究大学院の教育方法（良い5名、特に問題はない3名）

【評価すべき点】

- グローバル COE プログラムによるクロスナショナル・ドクトラル・コースが今年度から実施されたことは、研究の国際化や人材育成の点で大いに成果が期待できる。
- 原理追求と現代社会への関心を併せて備える研究者としての育成を図るべく、演習形式を主体に少人数教育が実現している。各研究テーマに対して個別の指導が可能であり、密度の高い研究報告・討議を通して、質の高い成果につながることを期待できる。
- 殆んど全てが演習形式であり、少人数教育が徹底されている。
- 研究論文指導でも、教員と学生「一対一」で体系的な指導が行われている。
- 博士課程の単位化の試みは、今後の成果が期待できる。

評価項目 5. 教員体制・教員組織

（大変良い2名、良い2名、とくに問題はない3名、悪いので改善の必要がある1名）

【評価すべき点】

- 専任教員の体制は充実した水準にあると認められ、職階のバランスにおいてもよく配慮されたものとなっている。
- 教授 29 名に対し准教授 21 名であり、教授と准教授の構成比はバランスがとれている。
- 教員は男性 38 名、女性 12 名（教授 2 名、准教授 10 名）であり、若手研究者の間で男女共同参画の理念が実現されている。
- ジェンダーバランスは、着実に比率を高めており、学内比較や他大学との比較及び学生比率との比較においても高い水準にあるといえる。
- 実務家教員は、求められる機能を果たしていることが伺われる。
- 若手の教授陣が多くフレッシュなように思われる。

【検討の必要がある事項】

- 教員一人ひとりの負担も多く感じられ、自分自身の研究時間が確保できないのではないか。
- 教員の異動が目につくが、外部講師に頼ることなく大学自体が若い研究者を育成することが重要である。

【今後の課題等】

- 現時点では問題ないが、将来的には問題となる可能性がある。研究大学院と専門職大学院の関係（教育・研究・教員体制のすべてにわたり）を見直す必要がある。

評価項目 6. 学生への支援体制

(大変良い 1 名、良い 4 名、特に問題はない 1 名、問題があるので検討の必要がある 2 名)

【評価すべき点】

- 入学ガイダンス時の将来進路に応じた履修計画イメージの提示、1 年次におけるアドバイザー制等により学生へのフォローが行われており、支援体制は整備されていると認められる。
- アドバイザー制、クラス顧問制、新年度開始時の履修相談窓口設置等の配慮がみられる。
- 学生 7 名に一人のアドバイザー制度、成績評価に対する不服申立制度など、学生の主体的な学習をサポートするものとして貴重な制度といえる。

【検討の必要がある事項】

- 学部学生の授業内容への導入が科目によっては厳しすぎるように思われ、結果として必要な科目の履修を敬遠させているのではないか。

【今後の課題等】

- 心身面のケアに対する支援体制も十全に措置されるよう希望する。
- 昨今の厳しい就職状況を考えると、就職活動の面でのサポートを強化する必要がある。

評価項目 7. 教員の研究活動

(大変良い 1 名、良い 3 名、特に問題はない 2 名、問題があるので検討の必要がある 1 名)

【評価すべき点】

- 全体として知の拠点に相応しい業績を残されており、法学界からも高く評価されていると思う。特にグローバル COE の研究成果は他大学を凌駕しているように思われる。
- 2008 年度に開始されたグローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」に期待する。世界的規模の研究拠点を構築していただきたい。
- GCOE プログラムの「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」が多くの成果を生み出しつつある点は、貴学の拠点性を高める上でも引き続き期待する。
- 多くの教員が研究活動に優れた成果を挙げられていることを評価する。個々の教員の教育および行政負担が増大している中、実績を残されている点に敬意を表する。

【検討の必要がある事項】

- 一般的に蛸壺を細かく極める傾向が感じられる。それが日本の法的枠組みなり、社会の発展となにか関係があるのかという疑問が常にある。若手研究者の中に体系性や理論的整合性を追求するばかりの研究活動に疑問を呈している芽があるのが希望である。

【今後の課題等】

- 教員の教育負担と組織運営の負担が激増し、落ち着いた研究ができなくなっていること、とくに競争的資金の獲得とその処理（成果の公表）のために多大のエネルギーと時間を担当教員から奪いとる結果となることは、やむをえないこととはいうものの、憂慮すべきことである。
- 専門職大学院による教員の負担増と、これに伴う研究活動の低下が懸念される。
- 先端的・現代的の研究も大切ではあるが、基礎的・骨太の研究（すぐには成果がでない）にも光を当て、助成すべきである。
- 個々の教員の研究業績にバラつきがあるように感じられる。

評価項目 8. その他

【評価すべき点】

- 留学生受け入れのための制度としても機能しうる後期課程（3 年間）のクロスナショナル・ドクト

ラルコースとその成果としてのダブルディグリーの制度は、高く評価されるべきものとする。

【検討の必要がある事項】

- 研究大学院と専門職大学院の関係（教育・研究・教員体制のすべてにわたり）を見直す必要がある。
- 研究大学院の充足率をいかに高めていくか、中長期的に影響の大きい問題であり、引き続きご検討をいただきたい。
- 研究大学院の前期2年の課程において学生は自らの専攻分野と問題関心に則して各科目履修、論文提出するようになっているが、学部を卒業して明確な目標、強い意気込みを持っている学生がどれ位いるのか。入学時点での明確なアドバイス等はなされているか。

【今後の課題等】

- 教育内容、教育方法について高い水準にあると考えるが、ニーズの変化に対しこれからも迅速に対応されることを望む。
- 外部環境の変化、特に専門職大学院である法科大学院が法学部および研究大学院に与える構造的な変化は着地点に至っておらず、その方向性も見据えつつ、貴学の魅力をさらに高める方途を探っていく必要がある。
- 法科大学院の科目と重なる分野・科目においては、研究大学院は受難の時代にあるとみられる。「研究」大学院にふさわしい教育・指導を行うのにふさわしい学生が入学してこないならば、どうすることもできない。前期課程は、留学生および社会人向けのコースだと割り切るべきか。
- 後期課程において研究者養成の実をあげるために、どのような方策と研究指導が可能かを研究大学院・法科大学院が一丸となって探求し開拓すべきであろう。
- 教員にとって教育と組織運営の負担が増加し、独立法人化前に比べ落ちついて研究することができないという声を耳にする。
- 東北大学は「鲁迅」を通じて中国と深いつながりがあるので、「中国の法律」に関するものを研究テーマにかかげてはどうか。
- 巷間AO入試の功罪が議論されているが、東北大学法学部では特に問題はないのだろうか。
- 教育と研究それぞれの課題に対応するとともに、その成果を対外的にアピールすることも重要である。広報体制の強化を検討いただきたい。

大学院法学研究科 総合法制専攻
(法科大学院)

評価項目 1. 教育目的と特徴 (大変良い 2 名、良い 2 名、問題があるので検討の必要がある 1 名)

【評価すべき点】

- 法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的にしていることに異論はなく、「優れた法曹」の要件となる能力・資質も理解できた。
- 6つの能力・資質で示される「優れた法曹」をめざす法科大学院教育は、「高度な専門職業人としての法律実務家」を養成するのに必要かつ十分なものといえる。

【検討の必要がある事項】

- 高裁、地裁、高検、地検の実務法曹の集積地に近接して立地しているというメリットが特に生かされているとは思われない。法廷での尋問力を中心に力量にばらつきが多い弁護士の水準確保と向上の役割を担うくらいのもりで取り組んでもらいたい。

【今後の課題等】

- 教育の特徴のうち、「実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実」については、総花的でありピンとこない。
- 強い競争関係にある同種の大学院が少ないことは、ぬるま湯的になる契機をはらんでいるといえる。

評価項目 2. 教育の実施体制 (良い 3 名、問題があるので検討の必要がある 2 名)

【評価すべき点】

- 教員の構成 女性比率も高くここにも男女共同参画の理念が現れている。
- 経験豊富な実務家教員と研究者教員との協同による教育をできる体制が整っており、また教員の配置についてもバランスがとれている。
- ファカルティ・デベロップメントの実施による教育改善の取り組みが見られる。

【検討の必要がある事項】

- 教員が法科大学院生のいる片平キャンパスで執務しておらず、学生からの質問その他の意思疎通に便宜でない。何らかの実効的手立て、補完措置を望みたい。

【今後の課題等】

- よく整えられている。ただ、基幹科目の担当者、ことに兼担の方には、表に現われない負担が大きいのではないかと推察する。
- 専任教員の配置をみると、徒に外部講師に頼ることなく、教授・准教授が確保されており、充実ぶりが窺える。但し、兼任教員や兼任教員がかなりの数を占めており、個々の教員への負担が過剰になっていないか気がかりである。

評価項目 3. 教育内容 (大変良い 2 名、良い 1 名、問題があるので検討の必要がある 2 名)

【評価すべき点】

- 従来の六法の縦割り授業から脱却し、民事法・刑事法・公法という大くくりの枠組で法律基本科目を構成しており、研究者教員と実務家教員とが協同して、理論的・実務的観点から教育を行っている。
- L2・3年次に法律基本科目と実務基礎科目を配しておりの確である。
- リーガルクリニック、ローヤリング、エクスターンシップをカリキュラムに組みこんでいる。

【検討の必要がある事項】

- 1年次の訴訟法のシラバスは、他学部出身者向けとはいえ、素朴すぎないか。一般人に対する教養

講座のような趣である。判例の理解をベースにした論理展開や思考力、表現能力を厳しく鍛え上げるべきである。

- 環境法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、実務国際私法Ⅰ・Ⅱは、履修者数が少く、1科目にまとめるということは検討できないか。

【今後の課題等】

- 「自己評価報告書」Ⅰ 2. [特徴] に挙げられた①～④がカリキュラム編成上によく具体化されている。例えば、「実務民事法」はよく考えられた内容であるし、それをさらに「展開・先端科目」において発展させようとしている。問題は、学生がそれをどこまで自覚的に吸収し達成するかであるとともに、教員の側でも、例えば「実務民事法」が、単なるリレー講義で終ることなく、担当教員相互間での内容的検討を継続し、真に横断的・立体的・総合的な教育の実をあげるように努力することであろう。関連する内容の授業には複数の教員（民訴と民法というように）が出席し、相互の思考・知識を交換するなど、学生・教員双方にプラスとなる方向を追求されたい。

評価項目 4. 教育方法

(大変良い 1 名、良い 3 名、問題があるので検討の必要がある 1 名)

【評価すべき点】

- 少人数による対話型双方向授業をとり入れており、理論・実務の理解のみならず、コミュニケーション能力の向上がはかられている。
- 教員と学生の交流がはかられている（オフィスアワー制度）。
- TKC 教育研究支援システムを通じての適切な教材が提供されている。
- 24 時間利用可能な自習室を設け、全学生に個別の指定席を割りあてるなど学習環境が整備されている。
- カリキュラム委員会、入試委員会、評価委員会、広報委員会などを設置し、常に改善に取り組んでいる姿勢は評価できる。

【検討の必要がある事項】

- 大学教員側に指導上の厳しさとともに学生に対する密接な支援（その能力の伸長度合いと躓きの把握）の 2 点において改善する余地がある。

評価項目 5. 学業の成果

(良い 2 名、問題があるので検討の必要がある 3 名)

【評価すべき点】

- 厳格な進級制がとられており、能力と資質の確保がされていると思われる。

【検討の必要がある事項】

- 21 年度の新司法試験の結果が極端によくないのは何故か。合格人数、合格率いずれも東北大学法科大学院とは思えない結果となっている。早急に原因を探り、対策を講ずる必要がある。このような状況が続くと他の法科大学院に学生が流れてしまうことが危惧される。
- 教育努力が平成 21 年度の試験結果に反映していないことは残念である。大学側が提供する理想的カリキュラムと担当教員の努力が、学生において、十分に吸収されていないのではないか。

【今後の課題等】

- 授業評価アンケートの結果、学生からの肯定的回答は 70%を超えるものの、19 年度に比し 20 年度は積極的肯定の割合が減少している。

評価項目 6. 進路・就職の状況

(良い1名、特に問題はない1名、問題があるので検討の必要がある3名)

【検討の必要がある事項】

- 司法試験の合格者数、合格率ともに21年度の結果は誉められない。19年度、20年度は「かなり善戦といえるのではないか」との評価だっただけに大変残念である。

【今後の課題等】

- 法科大学院生の進路問題について、地方公共団体、企業など需要の開拓に努めるべきである。大学もニーズにこたえるために真剣に、臨機応変、ダイナミックに動いてほしい。
- 司法試験の結果だけからみれば、厳しい状況にある。合格者の増加、合格率のアップは望ましいことであるが、いわゆる予備校化した教育に随してほしくない。教員は、誇りと自信をもって教育にあたってほしい。それとともに、全国的に大量の不合格者が滞留し、今後とも増えつづける事態にどう対処すべきかを、法科大学院協会ははじめ関係諸機関との連携のもとに真剣に取り組んでいただきたいと考える。
- 法科大学院の卒業生で新司法試験に合格した後の就職状況がどのようになっているのか調査し、資料としてまとめてはどうか。

評価項目7. 改善への取組状況 (良い2名、特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 法学研究科運営委員会の下に改善計画ワーキンググループを置き精力的な検討がなされていることは評価できる。

【今後の課題等】

- 改善計画ワーキンググループを設置され、精力的な検討がなされているとの事、その成果に期待したい。特に、単なる授業評価ではなく、担当教員の所見と学生の評価を摺り合わせ、授業満足度を高める工夫や、現行カリキュラムの見直し、更に修了生の進路・就職状況についてのフォローアップ体制など重要な施策がとれているとのことに対し、期待している。

評価項目8. その他

【評価すべき点】

- 「教育目的と特徴」はすばらしいものであり、それを実現するための「教育内容」もシラバスを通覧するならば、考え抜かれたすぐれた内容である。ことに1年次から3年次までの段階的履修の組み立て、実務家教員との協働などは高く評価したい。

【今後の課題等】

- 教育内容・方法・成果・教員の争奪戦など法科大学院の競争は一段と激化している。様々な工夫をし、知恵を絞り、わが国の法学界でも傑出の知的最前線である東北大学法科大学院の存在感を是非とも示していただきたい。
- 新制度になってまだ時間がたっていない現時点において、法科大学院の存亡は当面司法試験の結果によって大きく影響を受けるものと考ええる。全国の法科大学院の間で教員および学生の移動が生じるのは目に見えている。22年度は是非頑張って挽回して欲しい。
- カリキュラム、教員の質が秀れていても21年度の司法試験は不本意な結果であった。学生の能力・資質の問題なのか、あるいは受験テクニックの問題なのか。
- 現在の制度は未修者にとっては苛酷なものと思われる。僅か1年間の教育と学習努力で、2年次以降の授業において既修者と肩を並べてやっていけるのか(見方を変えれば、既修入学者のレベルはその程度のものなのか)、本音が聞きたいところである。
- 研究教員と実務教員のコラボレーションは本当にうまく行っているのか。

- 教員の負担感が大きく、自分の研究時間がとれていないのではないか。
- 定員削減は全国的な流れであり、止むを得ないものと思う。

大学院法学研究科 公共法政策専攻
(公共政策大学院)

評価項目 1. 教育目的 (良い 4 名)

【評価すべき点】

- 高度専門職業人の養成を目指し、大学院規定第 1 条の 2 に定める教育目的に徴して、2004 年の発足以来、比較的短期間に貴院を特色付ける「公共政策ワークショップ」による体験型政策教育を中核とした、きめ細やかな実務的教育が有効に機能する体制を築かれたことを評価する。
- 「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」は、専門職大学院としての公共政策大学院の使命を明確に捉えており、また、その旨が募集要領、ホームページやパンフレットなどに明示され、社会に発信されている。その考え方は、アドミッションから教育プロセスを通じて追求されるようになっていると思われる。
- 特に公共部門において、地方分権時代に必要な人材を輩出するものとして、大いに期待している。

評価項目 2. 教育内容 (大変良い 1 名、良い 1 名、特に問題はない 2 名)

【評価すべき点】

- 教育課程が今年度から 3 種の科目に整理され、学生にとっても志向や選択を明確化しやすくなったものと思われる。この項においてもやはり「公共政策ワークショップ」の有効性を称えるが、加えて豊富な陣容の教員体制による基幹科目、展開科目の充実した選択肢も高く評価される。
- ワークショップと基幹科目のバランスが考慮されており、実践力と理論を高いレベルで両立することを目指している。
- 現実の政策課題を学生が実際に自ら調査し、解決策を立案する体験型政策研究である「公共政策ワークショップ」を中核におき、1 年目での集団的取り組み、2 年目の単独での取り組み、その間の指導教官の密接な指導など、いわば OJT の形で行っている方式は、その間に培われる基礎的手法の習得も含めて、きわめて有効なものと思われる。

【今後の課題等】

- 法学研究科の中におかれたことに伴って、座学としての基礎的手法に関する講座が、法学的政治学的手法中心となっている点については、非常勤講師による講義や「公共政策ワークショップ」の中で実際上カバーされてきてはいると思われる。しかしながら、近年の課題の発見分析手法、評価の手法の精緻化などの動向について常に念頭において対応する教育内容を整備しておく必要はあると思われる。
- 大変広範囲にわたる、公共政策課題に対して、「公共法政策通論」によって、おおむね適切なガイダンスが提供されていると思われるが、今後、重要でありかつ当大学院が特色を持たせたいと思う分野について、他の専門領域の提供する講義や寄附講座の活用などによりコースを拡充していくことも検討に値しよう。
- 公共政策ワークショップ以外の科目が、本当に大学院の目的に沿って体系的に組み込まれているのか疑問である。

評価項目 3. 教育方法 (大変良い 2 名、良い 1 名、特に問題はない 1 名)

【評価すべき点】

- 実務教育と理論教育がバランスよく組み合わせられており、学生の主体的な取組を要件とするワークショップが必要単位の半分となっているが、実務家養成を推進する要素として大いに寄与しているものと思われる。

- ワークショップを中心とした実践教育の充実は、自ら考え行動できる人材育成のためにも期待できる。
- 「公共政策ワークショップ」ⅠⅡの OJT 的なプログラムを中心に実務と理論の両立を図る教育方法は、担当教員の見識と積極的にかかわりによって、少人数の利点を利用した個人別アドバイザー制度とあいまって、有効な組み立てを構成している。
- ワークショップ運営委員会により情報交換、相互啓発を行うことは、大学院全体のレベルアップにつながるものとする。
- インターンシップ研修生も相互に高い評価を受けているとされ、今後の発展を期待する。

【今後の課題等】

- 実務と基礎的理論の適切なミックスは公共政策大学院にとっての最も重要な要素である。実務家教員に対して、教育方法に関するガイダンス制度を設けるなど適切な配慮が払われており、具体的な問題・改善策については各種の委員会で真剣な検討が行われている様子であるが、限られた人的資源の中でより高度の教育につながるように、常に研究を行うことが期待される。
- 今後国家公務員一種を目指す生徒がさらに増加するとすれば、最近人事院も夏期の一定期間を利用した霞ヶ関インターンシップの充実などに取り組んでいることから、それを活用した実務とのふれあひも一つの方策となろう。

**評価項目 4. 成績評価・修了認定
(良い 3 名、特に問題はない 1 名)**

【評価すべき点】

- 各基準は関係規定に基づき策定され、講義要綱等に明示されている。その中では筆記試験等のほか、学生の主体的な取り組みを反映するものとされ、妥当なものとして判断される。ワークショップの評価や修了認定については、委員会、教授会等において複数の評価者によって、より公正な検証・評価を行うべく担保されていることも適切な仕組みと評される。
- 筆記試験のみならず、質疑討論への主体的参加状況なども成績評価に反映するほか、指導教員以外の複数の審査委員がリサーチペーパーの審査及び口述試験を行うなど、これら厳格な成績評価・修了認定が学生の資質を高めることに繋がっていると思われる。
- 半数程度の卒業生が公共的部門に就職し、活躍を始めていることから、在学中のガイダンスが基本的には適切なものであったことが推測される。

【今後の課題等】

- 今後、卒業生や就職先からのフィードバックが増加し、教育内容・教育方法への反映が進むことによってプログラム全体の一層の充実に寄与していくことが期待される。

**評価項目 5. 入学者選抜
(良い 1 名、特に問題はない 2 名)**

【評価すべき点】

- アドミッション・ポリシーについてホームページ等により広く示されており、内容的にも貴院の教育目的に適うものと認められる。試験方法については、提出書類、小論文および面接による総合判定によるもので妥当なものであり、面接においてはコミュニケーション能力、集団作業能力等を判定するとされるが、有効と考える。
- 入学希望者は、社会経済情勢にも影響されるものと思うが、面接も重視した総合評価を行うなど、優秀な学生を確保しようとする努力が伺える。この努力が、貴大学院の本質を高めることになると期待する。
- 募集人員を上回る志願者の中から丁寧に選別されており、初年度多かった辞退者数も順次減少している。特に、複数教官によるインテンシブな面接は、選抜の有効な方法となっているように思われる。

【今後の課題等】

- 要求される要件については「法学・政治学への理解を、基礎レベルで有すること」とアドミッションポリシーに明記されているが、現実には、多様な背景を有するものから、適性を有するものを選抜するように運用されている。

評価項目 6. 学生への支援体制
(良い4名)

【評価すべき点】

- 少人数教育が実現されているのに加えて、各年次におけるワークショップ担当教員がアドバイザー教員として学生からの相談に随時対応できる体制がとられている。アドバイザー教員はまた、進路指導のための個別面談も行っている。少数精鋭の学生に対して手厚い支援体制があることが学業の成果に寄与しているものと考えられる。
- 学生一人一人にアドバイザーがつき履修相談・進路相談を行う制度は、少人数の利点を生かすものであり、きわめて重要な役割を果たしている。
- 中核的プログラムである「公共政策ワークショップ」における支援は、きわめて重要な意味を持っている。今後とも現在の高い水準を保つことが望まれる。

【今後の課題等】

- 経済社会のグローバル化に対応した、多くの分野において公共政策の手法自身がグローバルスタンダードを充たすことへの要請が高まることが予想されている。この面での学生への支援の充実も常に念頭においておくことによって、今後のプログラム全体の魅力が一層増加することが期待される。

評価項目 7. 教員組織
(大変良い1名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 理論と実践の融合を目指し、実務家教員を多数受け入れるなど、多彩な教育を行う体制が確保されている。これは一面、組織としての融合に不利な場面を生じうるが、意を用いているものと認められる。さらにファカルティ・ディベロップメントでは、法学研究科によるものに加え、貴院独自に実施することにより効果を高めていることも覗かれる。
- 少数のコアになる教員による効率的な運営が目指されている点は創成過程にある本プログラムの機動的発展のためにきわめて重要である。
- 実務家教員の充実と研究家教員との適切なバランスの維持についての努力が払われている。
- 政策におけるグローバルな視点の重要性、多くの横割りの・学際的政策課題への対応、分析・評価などの基礎的手法の精緻化などに適切に応えるための柔軟な補完的教員組織を持つ方策が見出されればさらなる発展が期待される。

評価項目 8. 管理運営
(良い2名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 専任教授、准教授、法学研究科長による運営委員会を毎月実施し、重要項目が審議され、意思決定の円滑が図られている。
- 教育内容、教育方法の改善のための各種委員会が設置されており、種々の改善実績から、問題点の発見・分析・改善がタイムリーに行われているものと思われる。

【今後の課題等】

- 法学研究科からの相当の支援が行われているが、新たな専門職大学院として教育面での教員への負

担の大きさから考えるとさまざまな教育活動の支援や、新たな活動の企画などについて、より自由な発想を持った専門のスタッフの支援が得られるようになると運営面でもさらに有効なものとなることが期待される。

評価項目 9. 施設・設備・図書等 (良い3名、特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- インフラ面では、ワークショップ作業室、自習室、COMMONルームなどの施設を確保するとともに常時開放されており、パソコン等の整備も進んでいることが覗かれる。
- 全学の図書館とは別個の図書室において、必要な図書その他の資料が配置されるなど、主体的な学習を促すものとなっている。

【今後の課題等】

- 自習室など、学生数に比してそれなりに整備されているが、図書の充実や、施設の集約など学生のニーズを踏まえて、さらに効果的なハード面からの支援が望まれる。

評価項目 10. その他

【評価すべき点】

- 貴院におけるワークショップの充実は、高く評価されるべきものとする。この成果による自治体との良好な協力関係を継続、発展させるとともに、貴院が日本における公共政策大学院のモデルとして牽引されることを期待する。
- 現状にとどまることなく改善を図る姿勢が感じられる。

【今後の課題等】

- 地方分権社会は、基礎自治体（地方政府）にとって既に待ったなしの課題である。卒業生がもう少し地方公務員として活躍していただければ幸いである。地方分権時代こそ、彼らが学び身につけたものを最大限発揮できる実践の場であるから。
- インターンシップ研修生の地方自治体への派遣は、受入先、学生、大学院それぞれに成果を生むと思われるので、是非正規の授業科目としていただきたい。
- 大学院を終了したことによる付加価値がどのように評価されているかについての情報収集・分析が重要である。

総 評

【評価すべき点】

- このように第三者評価を継続的に行うことは非常に重要だと思われます。内から見える大学像と外から見える大学像は微妙に違うこともあり、また、社会の公器として大学・大学院がその役割を果たしていく上で、第三者委員による評価（意見・提言）は幾ばくかの参考になると思います。

【検討の必要がある事項】

- ニーズにこたえる隘路として、事務作業や、骨の折れる教育作業を研究者だけが担うことになり、補助スタッフが十分でないことが忖度される。その充実が肝要だが、予算的に困難であれば、優秀な在学生や卒業生を活用することも考えられてはいかがだろうか。学生自ら、互いに高めあう小グループを作り、能力を引き上げあうのも一法である。いずれにしてもゼネラルマネージャー的立場の者が、現状と打開策の急所を的確に洞察してリードすることが肝要だ。
- 心配なのは、研究大学院の存在意義である。とくに前期課程（修士課程）を研究者養成の中でどう位置づけるかは、法科大学院の中核的科目群においては極めて難しい問題である。
- 第三者評価の在り方としては、今回のように書面だけから判断するには限界がある。可能ならば、教育現場を実際に見学し、また関係者からのヒヤリングを行うことができれば、より適切な評価をなすように思う。
- 短期間に書類だけをどさっと送られて評価してほしいというのは、いささか形式的であるし、識者への対応としていかがなものだろうか。鋭く批判されることも歓迎するような、たくましい活力のある教育研究機関となられることを期待する。裁判員制度で裁判官も検察官も変化脱皮しつつある。教員の方々にも変化を望みたい。

【今後の課題等】

- 改めて触れるまでもないかもしれませんが、国立大学法人化に伴う諸般の変化から、貴学および教職員に負担が加わり、それへの対応にリソースを向けざるを得ない状況は様々の点にうかがい知ることができ（第三者評価もその中に含まれるのでしょう）。のみならず、大学院の重点化および専門職大学院の設置、司法制度改革など法学部および大学院をめぐる外部環境の変化は激しく、いまその只中にあるといえます。その中で、貴学の努力と挙げつつある成果は高く評価されるものと考えます。予算の削減等、さらに厳しい状況はあろうかと思われませんが、ある意味これらも社会の要請とみなして、法人としての強靱な経営基盤を他に先がけて築かれることを期待して止みません。
- 研究者養成を博士後期課程に委ねるとすれば、法科大学院修了者で、司法試験に合格した者の中から、優秀な人材を後期課程に吸引することができるかどうか。実務修習を終え法曹資格取得後とするか、その前とするか。後期課程3年間の教育・指導内容をどのようなものとするか。実務的感覚や知識・経験は貴重ではあるが、世界に通用する法律学を形成する上では、外国法（現行法だけでなくその生成の歴史や背景をも）の修得が不可欠である。
- 優れた若手研究者を数多く輩出していく必要はあるものの一朝一夕にはいかないのでもどかしく感じますが、なんとか知恵、アイデアを出し合いながら克服していただきたい。
- 法科大学院の教育をその理想に沿って実現するために払われている努力に対して心から敬意を表したい。しかし、その反面として、各教員において、学者・研究者としての本来のすがたが失われ、単に有能な教師になってしまわないか案じられるところである。
- 法科大学院については、実務的書面作成につきどの程度実施しているか不明であるが、2年ないし3年という限られた期間での制約は大きいものの、口頭でのディスカッションより、書面作成という過程を経て、法的思考能力を鍛錬することも重要と思われる。
- （新）司法試験の合格率が低い法科大学院には、優秀な学生が集まらなくなり、また優秀な教員が逃げる恐れもあります。何とか対策を練って挽回し、東北大学の名を高められんことを切に願っております。
- 第三者評価への対応を含め、アカウンタビリティを果たされることは、事務的な負担を伴うものの、その中から新たな成果につなげるべく、積極的に捉えることもできると思われ。委員としてもそうした思いで微力を投じておりますが、所問の第三者評価の在り方については、力及ばずの思いもあります。具体的には判断材料として、1年間のトピカルなテーマを、良い点、悪い点を含めて提示していただくことや、貴学が認識されている諸課題（およびその対策）に対する意見を問うような形式にさせていただいた方が、所見を採りやすいのではないかと考えます。今回、どちらかといえば自己

評価の妥当性を確認するというアプローチになり、それ自体が問題というわけではありませんが、やや隔靴の感があるところですので、ご検討をお願いします。

- 「教育はサービス業」という風潮は、ときとして過剰な学生迎合の教育を産み出しかねません。学生への教育上の配慮は不可欠ではありますが、学生の感動を呼ぶ教育をすることも大学・大学院の大きな使命といえます。特に東北大学の「知の最先端」という教育理念はこの使命の実現を目指すものといえますので、東北大学の伝統を守る意味でも頑張っていたいただきたいと思います。

【その他】

- 法科大学院制度の導入とともに、一部の論調には、法学部廃止論が声高に唱えられたが、このたびの評価作業を通して、法学部教育の重要性を改めて認識することができた。法学部教育においてこそ、幅広い教養と人間性の涵養、専門的職業教育（専門職大学院）の基礎をなす的確な基礎知識と法的思考を身につけることが望まれる。その基盤の上でなければ、限られた年限（既修者 2 年）で、いかに理想的な教育内容・教育体系を構想しても、真の成果を期待することはできないであろう。

資料

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員

* 50音順

* 所属・職名は平成22年2月18日当時

1. 外部評価委員（9名）

- ・奥田 昌道（元最高裁判所判事・京都大学名誉教授・同志社大学法科大学院嘱託講師）
- ・尾崎久仁子（国際刑事裁判所判事）
- ・鹿野 哲義（仙台弁護士会会員・平成16年度仙台弁護士会会長・平成17年度日本弁護士連合会副会長）
- ・鈴木 勇（株式会社七十七銀行取締役営業統轄部長）
- ・田浦 芳孝（東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長）
- ・高井 新二（仙台地方検察庁検事正）
- ・立谷 秀清（相馬市長）
- ・林 良造（東京大学公共政策大学院教授）
- ・江草 忠敬（株式会社有斐閣会長）*オブザーバー

2. 本研究科出席者（11名）

- ・石井 彦壽（教授）
- ・井上 和治（准教授）
- ・大西 仁（教授）
- ・坂田 宏（法科大学院長）
- ・佐藤 隆之（教授）
- ・渋谷 雅弘（教授）
- ・芹澤 英明（法学研究科長）
- ・辻村みよ子（法政実務教育研究センター長）
- ・成瀬 幸典（教授）
- ・牧原 出（公共政策大学院長）
- ・吉原 和志（教授）

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求めることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（2） 評価委員会の会議は、少なくとも2年に1回委員会を開催するものとする。

（3） 評価委員会には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホーム・ページ等で公表する。

（報酬）

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

（2） 前項の詳細は、別途定める。

（外部評価（第三者評価）補佐委員会）

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）補佐委員会（以下、「補佐委員会」という。）を置く。

（2） 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則（平成20年9月10日改正）

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日改正）

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月16日改正）

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。